

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業

令和3年度補正予算案【内閣府予算計上】：781億円

1. 事業概要

保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置^{※1・2}を、令和4年2月から^{※3}実施する。

- ※1 実際の引上げにおいては、職員の配置状況や経験年数に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。
- ※2 令和4年4月分からは、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する補助を併せて措置する。
- ※3 令和4年9月分までの措置。令和4年10月以降については、処遇改善の効果を継続させるための公定価格の見直しを行う方向で、令和4年度予算編成過程で検討。
- ※4 都道府県、市区町村における事務費についても別途補助する。
- ※5 放課後児童クラブ・社会的養護関係施設の職員についても、同様の措置を別途実施。
- ※6 公定価格の対象でない私学助成を受ける幼稚園の教諭等についても、同様の引き上げを行う園への支援を別途行う。

2. 実施要件

①令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当^{※1}により、補助額以上の賃金改善を実施^{※2}すること

- ※1 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。
- ※2 令和4年4月分以降は、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応する補助を行うことを踏まえて、当該減額分を賃金水準に反映しないことを要件とする。

②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること

3. 対象施設・事業所

- ・特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）
- ・特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

※公立施設・事業所を含む

4. 実施主体

市区町村

5. 補助率

国：10/10

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）（抜粋）

第3章 取り組む施策

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

（2）公的部門における分配機能の強化等

① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒して実施する。

48 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。